

里親制度・里親支援の問題

- ・ 里親委託の都道府県格差
- ・ 児童相談所や里親支援機関が行う里親リクルートや支援体制の問題
 - 児童相談所内の専従職員数・経験年数のばらつき、短さ
 - 児童相談所と里親との関係 → 措置と支援が同一機関であることの問題
 - 里親支援機関 → 支援が断片的、特にリクルート・研修と支援が別々
- ・ 里親委託不調の問題 → より質の高い里親養育体制が求められる
 - 平成25年度中の委託解除1272件のうち他の児童福祉施設に措置変更が344件、そのうち委託不調と推測される者は240名、約19%（措置変更先のうち、母子生活支援施設とファミリーホームを除く）
- ・ 乳幼児、一時保護など、里親に対するニーズの増大



新たな仕組みの創設が必要

里親制度・里親支援の改善案

- ・ 英国やオーストラリアの里親制度の発展のプロセスで、里親家庭内の虐待や不調、ドリフトが頻発
 - 英国では不調や虐待を防止、里親養育の質を向上させる手立てとして、民間機関fostering agencyが活用されるようになってきた（自治体の里親と並存）
- ・ 国内においても、NPO法人静岡市里親家庭支援センターは、静岡市より児童相談所の行政処分（措置業務）を除く里親業務全般を受託し、実績をあげている（静岡市の委託率は43.8%）
- ・ 英国の民間機関や静岡市をモデルに、リクルート、研修、評価、委託後支援、子どものケア、実親交流まで含めた包括的な民間事業「里親養育事業（仮称）」の導入と、法的に位置付けることを提案

里親養育事業（仮称）

- ・ 里親養育事業は「里親支援の機関」ではなく、家庭養護を里親と支援者がチームとなって行う
- ・ 里親養育事業の運営は、第2種社会福祉事業とし、NPOが運営主体となることで事業の広がりを促進する一方で、既存の乳児院や児童養護施設等が運営主体になることで、施設ならではの強みを活かした取り組みも期待できる。
- ・ ただし、第2種社会福祉事業の場合、届け出により事業運営が可能。しかし、内容は入所サービスと同様なので、事業開始にあたっては、何らかの認可システムが必要。また、事業開始後もその運営については適切な監査・評価が必要
- ・ なお、児童相談所も里親養育事業者として、従来通りのリクルートや研修、支援などの業務は残す。自治体型の里親養育事業と民間の里親養育事業の2タイプが並存する。